

問2 今回の改正はどのような考え方に基づいて検討がなされたものですか。

(答)

1. 今回の改正に当たっては、平成13年の消費者契約法施行後の社会経済情勢の変化、裁判例等の傾向、民法等との関係といった視点を踏まえ、検討がなされています。

2. 具体的には、

- ・高齡化の更なる進展を始めとした社会経済情勢の変化に適切に対応すること
- ・裁判例及び消費生活相談事例の傾向も踏まえ、紛争解決の基準を明確化し、消費生活相談の現場で消費者契約法が十分に活用されるとともに、事業者の予測可能性を確保すること
- ・民法及び個別の業法における民事ルールとの関係^(注)を踏まえ、消費者契約法の規定を適切に位置付けること

が挙げられます。

(注) 消費者契約法については、対等な当事者間における法律関係を念頭に置く民法との関係では特別法に当たりますが、個別の業法における民事ルールとの関係では消費者契約に関する一般法に当たります。